

保証ファクタリング（手形資金化オプション付）

国土交通省が創設した『下請債権保全支援事業』に基づき、貴社が保有する手形債権の支払を当社のリスク負担で保証するサービスです。

西日本建設業保証グループ

株式会社建設総合サービス

商品概要

保証料

ご利用条件

申込手順

必要書類

手形保証

- 元請建設企業の倒産等で、保有する約束手形が決済されない場合に備え、当社が保証限度内で**手形債権を保証**します。
- 貴社が負担する保証料に対して、保証料率の**2/3（年率4%上限）**が国より助成されるため、保証料負担の低減が図れます。
- 約束手形1枚ごとにお申込みいただけます。
※根保証方式ではございません。
- 元請建設企業に知られることなく、安心して債権の保全が図れます。

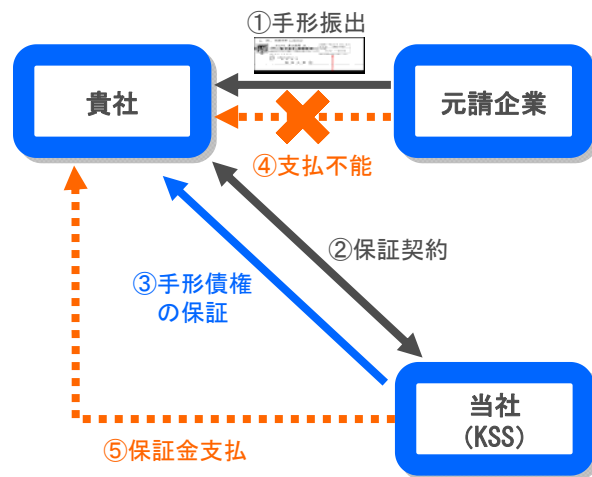


さらに、オプションで、

手形買取

- 手形保証に加えて、手形の資金化を希望される方には、オプションで**保証対象の手形**を当社が**買取（手形割引）**いたします。
※当社所定の審査により、保証対象外となった手形の買取はいたしません。
- 買取料率は**一律2%（年率）**です。

手形保証のスキーム



※当事業の実施期間は平成22年3月1日～平成23年3月31日までとなります。

商品概要

保証料

ご利用条件

申込手順

必要書類

保証料率

助成後年率

2.0%～9.0%

利用料

別途、当制度の利用料1.0%（年率）が必要となります。
※当社がお預かりして国に納付いたします。

担保

担保および連帯保証人は必要ありません。

参考：手形保証料のご負担例

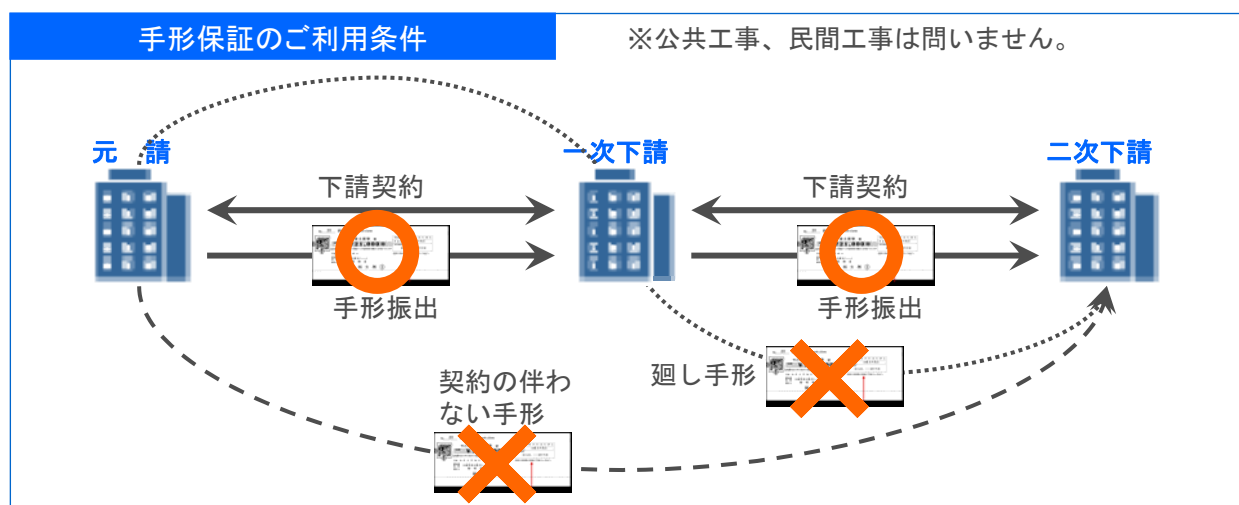
【条件例】

- 保証金額：700万円
- 保証料率：年率8%（助成後：年率4%）
- 保証期間：73日（手形サイト120日）
※保証開始日～保証末日までの日数

- ① 当社の保証料：112,000円
(700万円×8%×73/365)
- ② 助成金額：56,000円
(700万円×4%×73/365)
- ③ 制度利用金額：14,000円
(700万円×1%×73/365)

お客様ご負担額：70,000円（①-②+③）

保証ファクタリングは、一次下請建設企業等に限らず、二次や三次の下請建設企業等でもご利用いただけます。ただし、廻し手形や契約の伴わない手形等は保証の対象とはなりません。



さらに、ご利用に際しまして以下の条件についても必ずご確認ください。

貴社 (手形受取人)

- 現在事項全部証明書により商号、住所、代表者の確認ができること
- 資本金20億円以下または常勤従業員1500人以下
- 元請建設企業から直接受注している下請建設企業または資材を直接供給している資材業者
- 本事業に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがないこと
- 下請建設企業等1社当たりの債権保証限度額を超過していないこと

元請企業 (手形振出人)

- 当該年度または前年度に公共工事受注実績があること
- 破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始もしくは特別清算開始の申立てを行っていないこと
- 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと、または手形不渡りを起こしていないこと
- 本事業に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがないこと
- 元請建設企業1社当たりの債権保証限度額を超過していないこと

約束手形

- ◆ 建設工事（公共・民間）にかかる代金の支払のために元請建設企業が貴社に直接振り出した約束手形であること
- ◆ 約束手形の振出日から支払期日までの期間が4ヶ月以内であること
- ◆ 保証1回当たりの約束手形の合計額が、額面金額で300万円以上であること
- ◆ 原則として、約束手形1枚の金額が額面金額で50万円以上であること
- ◆ 裏書手形・為替手形でないこと
- ◆ 原則として、保証対象期間は30日以上であること

貴社

当社（KSS）

1.新規登録書類の提出

- ・初めてご利用される場合、新規登録の手続きが必要となります。

2.見積り書類の提出

- ・『手形保証（兼資金化）見積依頼書』に必要事項をご記入のうえ、約束手形の写し、約束手形の成因が確認できる書類等と一緒に提出してください。
- * 手形資金化オプションを希望される場合、資金化希望欄に必ず「○印」をご記入ください。

当社より、次の書類を送付します。

- ・ 審査結果通知書
- ・ 手形保証（兼資金化）申込書《必要書類⑬》
- ・ 手形保証取引契約書 《必要書類⑧》

* 手形資金化オプション付の場合、ファクタリング取引基本契約書《必要書類⑨》も送付します。

4.申込書の提出

- ・当社が提示した『審査結果通知書』を基にご検討いただき、『手形保証（兼資金化）申込書』に記載されている約束手形の銘柄から、希望する銘柄を選択し、提出してください。
- なお、初めての場合のみ、『手形保証取引基本契約書』と一緒に提出してください。
- * 手形資金化オプションも、初めての場合のみ、『ファクタリング取引基本契約書』を提出してください。

当社より、次の書類を送付します。

- ・ 保証承諾書
- ・ 保証料計算書兼請求書

* 手形資金化オプション付の場合、保証承諾書、保証料および割引料の計算書を送付します。

《必要書類①～⑥》を提出【FAX不可】

- * 手形資金化オプションを希望される方は上記書類とともに必要書類⑦も提出してください。

《必要書類⑩～⑫》を提出【FAX不可】

- * 上記1.の書類と同時に提出いただいても結構です。

3.当社保証審査

- ・ 約束手形の要件、成因確認等、当社所定の審査を行います。
- * 審査の結果、貴社のご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

《必要書類⑧・⑬》を提出【FAX不可】

- * 手形資金化オプション付きの場合、上記書類とともに、必要書類⑨および手形の原本を提出してください。

5.保証（買取）の承諾

- ・ 貴社のお申込みに基づく約束手形の保証承諾は、『保証承諾書』を交付することにより行います。当該手形についての保証の効力は『保証承諾書』記載の保証開始日から発生します。
- 注）保証料の入金日が保証開始日以降の場合は、当社が入金を確認した日の翌日から保証の効力が発生することになります。

手形保証のみの場合は『6.』を、手形資金化オプション付きの場合は『7.』を参照ください。

6.保証料の振込み

- ・ 保証開始前日までに保証料をお振込みください。

- * 保証料計算書兼請求書に記載のご請求金額を、当社指定の口座へお振込みください。

- * 《必要書類⑦》で貴社が指定された口座へお振込みします。

7.手形買取代金のお支払

- ・ 手形金額より保証料、買取料、事務手数料等を差し引いた金額をお振込みします。

※保証期間内に『手形保証取引契約書』第4条第1項のいずれかの事実該当し、且つ、そのために貴社が支払期日に手形債権の全部または一部の支払いを受けられなかった場合、当社所定の必要書類を提出いただき、貴社に対し保証債務を履行します。

※手形資金化オプション(手形割引)は、買戻し特約付となります。ただし、当社から貴社への買戻し請求は、通常、当社から貴社への保証金支払と相殺します。

書類名	備考	部数
■ 初めてご利用いただくとき ※見積り依頼と同時にお送りください（⑧・⑨除く）		
①申込企業情報登録申請書	【当社所定様式】 ※HP掲載	1部
②取引印鑑届	【当社所定様式】 ※HP掲載	1部
③印鑑登録証明書	発行から3ヶ月以内の原本	1部
④現在事項全部証明書	発行から3ヶ月以内の原本	1部
⑤決算書（直近1期分）	貴社のもの	1部
⑥貴社担当者の本人確認書類	運転免許証、健康保険証等	1部
⑦手形買取資金受取口座（登録・変更）申請書 【手形資金化オプション用】	【当社所定様式】 ※HP掲載	1部
⑧手形保証取引契約書	【当社所定様式】 ・当社より別途お渡しします。	1部
⑨ファクタリング取引基本契約書 【手形資金化オプション用】	【当社所定様式】 ・当社より別途お渡しします。	1部
■ 見積り依頼のとき		
⑩手形保証（兼資金化）見積依頼書	【当社所定様式】 ※HP掲載	1部
⑪保証を希望される約束手形の写し	約束手形の表面と裏面の写しを提出してください。	1部
⑫約束手形の成因を確認できる書類の写し	保証を希望される約束手形ごとに a.元請建設企業との注文書・注文請書または契約書 b.元請建設企業からの支払通知書 ※a.、b.とも提出してください	1部
■ 保証申込みのとき		
⑬手形保証（兼資金化）申込書	【当社所定様式】 ・当社保証審査後お渡しします。保証可能な手形の中から保証希望をお知らせ下さい。	1部

注) ①～⑨は、初めてご利用いただく場合に必要となる書類です。2回目以降は提出の必要はありませんが、内容に変更があった場合、またはは更新された場合には、改めて提出をお願いすることがございます。

WingBeat-NET <http://www.wingbeat.net>

株式会社建設総合サービス（貸金業登録番号 大阪府知事(1)第12785号）

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2843 / FAX:06-6543-2849

2010.4 ver. 2.0